

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第431号

平成31年3月28日

株式会社G r o w a s

代表取締役 菅井 直樹 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「アルバニアSPホワイトニングクリーム」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号又は第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年8月2日から同年11月26日までの間、「Shopping Mall」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を使用するだけで、短期間で容易にシミを解消又は軽減するとともに肌本来の色を白くするかのよう示す表示をしていたこと。

イ(ア) 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年8月2日から同年11月26日までの間、自社ウェブサイトにおいて、同一のページに「通常販売価格12,000円（税別）↓↓↓予約販売限定<500本のみ>3,800円（税別）」、「3本セット36,000円⇒11,400円（税抜）▶送料無料3個セット」、「2本セット24,000円⇒7,600円（税抜）▶2個セットはこちら」及び「12,000円⇒3,800円（税抜）▶単品購入はこちら」と一体的に記載し、実際の販売価格に当該販売価格を上回る価格（以下「比較対照価格」という。）を併記することにより、あたかも、比較対照価格は、貴社において本件商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、比較対照価格は、貴社が任意に設定したものであって、貴社におい

て本件商品について販売された実績のないものであったこと。

ウ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

エ 前記イ(ア)の表示は、前記イ(イ)のとおりであって、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し

ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。

イ 前記(1)イの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し

ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

イ 前記(1)イの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 株式会社G r o w a s (以下「G r o w a s」という。)は、大阪市淀川区西中島三丁目8番15EPO新大阪ビル1102号に本店を置き、健康食品、化粧品、下着等の販売業等を営む事業者である。

(2) G r o w a sは、代表取締役が同社と同一である大阪市淀川区西中島三丁目8番15号に本店を置く株式会社A r t e m i sから本件商品を仕入れ、通信販売の方法により、本件商品を一般消費者に販売していた。

(3) G r o w a sは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定していた。

(4)ア(ア) G r o w a sは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年8月2日から同年11月26日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を使用するだけで、短期間で容易にシミを解消又は軽減するとともに肌本来の色を白くするかのよう示す表示をしていた。

(イ) 消費者庁長官は、前記(ア)の表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、G r o w a sに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、G r o w a sは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

イ(ア) Growasは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年8月2日から同年11月26日までの間、自社ウェブサイトにおいて、同一のページに「通常販売価格12,000円(税別)↓↓↓予約販売限定<500本のみ>3,800円(税別)」、「3本セット36,000円⇒11,400円(税抜)▶送料無料3個セット」、「2本セット24,000円⇒7,600円(税抜)▶2個セットはこちら」及び「12,000円⇒3,800円(税抜)▶単品購入はこちら」と一体的に記載し、実際の販売価格と比較対象価格を併記することにより、あたかも、比較対照価格は、Growasにおいて本件商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。

(イ) 実際には、比較対照価格は、Growasが任意に設定したものであって、Growasにおいて本件商品について販売された実績のないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば

- (1) Growasが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものである。
- (2) Growasは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものである。
- (3) 前記(1)の表示をしていた行為及び前記(2)の行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。
(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。
- (2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容（別添写し）

- ・「\たった3日／ 塗って寝ただけで20年悩んでいた【シミ】が跡形もなく消滅!!」
- ・「瞬間シミ消しクリーム」
- ・「塗って寝るだけ翌朝にはもう変わってる!! 薬用シミ消しクリーム」
- ・「レーザー治療が必要な濃いシミでも4日で剥がれ落ちる」と記載し、人物の肌を比較した画像を掲載するとともに、「こんなに効果が強いのに大丈夫? 安心して下さい 今地球上で最も安全かつ最も確実といわれ[厚生労働省]にも認められた高濃度ビタミンCの力を最大限引き出した 瞬間シミ消しクリーム ※ビタミンCの力をここまで引き出したシミ消し剤は、今現在他に存在しません」と記載
- ・「使用をやめない限りあなたの肌にシミが再び現れることはありません」
- ・人物の肌の画像を掲載するとともに、「<使用前> 気になる部分に吸収させるように塗り込みました。↓↓↓」と記載し、人物の肌の画像を掲載するとともに、「使用後1日目 朝起きてビックリ!!たった一晩で、薄くなってる!!↓↓↓」と記載し、人物の肌の画像を掲載するとともに、「使用後3日目 なんと元々薄かったシミは消えてなくなってる↓↓↓」と記載し、人物の肌の画像を掲載するとともに、「使用後5日目 あんなに濃かったシミも、すでにうっすら↓↓↓」と記載し、人物の肌の画像を掲載するとともに、「使用後7日目 ほとんど消えてしまった!!これまでの悩みはなんだったのか!!」と記載
- ・「アルバニア ホワイトニングクリームは通常では考えられないほど【瞬間的に】シミを消してしまいます 肌に影響なくシミが剥がれ落ちる おやすみ前専用瞬間シミ消しクリーム」
- ・「この高浸透性高濃度ビタミンC誘導体を肌の最下層『基底層』にたっぷりと浸透させることにより」と記載し、肌の断面をイメージした画像を掲載するとともに、「薄いシミやそばかすなら↓↓↓>>1晩で<<」と記載し、人物の肌を比較した画像を掲載するとともに、「濃いシミでも↓↓↓>>2晩で<<」と記載し、人物の肌を比較した画像を掲載するとともに、「長年の深いシミでも↓↓↓>>3晩で<<」と記載し、人物の肌を比較した画像を掲載するとともに、「が現実に!!▽▽▽シミが剥がれ落ちる極めて強力な効果が確認されています↓↓↓↓シミが剥がれるだけでなく 肌全体が白くなる シワが無くなる 肌荒れが消える リフトアップする 肌が若返る これら5つの効果がすでに確認されています」と記載
- ・「レーザー治療が必要な濃いシミでも4日で剥がれ落ちる おやすみ前にお使いください 瞬間シミ消しクリーム」

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第432号
平成31年3月28日

株式会社G r o w a s
代表取締役 菅井 直樹 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「クレンジスプラッシュ」と称する食品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号又は第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年3月9日から同年11月26日までの間、「Shopping Mall」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ(ア) 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年3月9日から同年11月26日までの間、自社ウェブサイトにおいて、同一のページに「希望小売価格8,900円のところ↓↓↓↓【数量限定特別価格】2,980円（税別）」、「44,500円→14,900円（税別） 送料無料!! 売れ筋No.1!! 5個セット」及び「26,700円→8,940円（税別） 送料無料!! お得な3個セット」と一体的に記載し、実際の販売価格に当該販売価格を上回る価格を併記することにより、あたかも、本件商品にはメーカー希望小売価格が設定されており、実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格に比して安いかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、本件商品についてメーカー希望小売価格は設定されていなかったこと。

ウ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- エ 前記イ(ア)の表示は、前記イ(イ)のとおりであって、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し
- ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。
- イ 前記(1)イの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し
- ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- イ 前記(1)イの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社G r o w a s（以下「G r o w a s」という。）は、大阪市淀川区西中島三丁目8番15EPO新大阪ビル1102号に本店を置き、健康食品、化粧品、下着等の販売業等を営む事業者である。
- (2) G r o w a sは、代表取締役が同社と同一である大阪市淀川区西中島三丁目8番15号に本店を置く株式会社A r t e m i sから本件商品を仕入れ、通信販売の方法により、本件商品を一般消費者に販売していた。
- (3) G r o w a sは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定していた。
- (4)ア(ア) G r o w a sは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年3月9日から同年11月26日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (イ) 消費者庁長官は、前記(ア)の表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、G r o w a sに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、G r o w a sは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。
- イ(ア) G r o w a sは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年3月9日から同年11月26日までの間、自社ウェブサイトにおいて、同一のページに「希望小売価格8,900円のところ↓↓↓↓【数量限定特別価格】2,980円（税別）」、「44,500円→14,900円（税別） 送料無料!! 売れ筋No.1!!

5個セット」及び「26,700円→8,940円(税別) 送料無料!! お得な3個セット」と一体的に記載し、実際の販売価格に当該販売価格を上回る価格を併記することにより、あたかも、本件商品にはメーカー希望小売価格が設定されており、実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格に比して安いかのように表示していた。

(イ) 実際には、本件商品についてメーカー希望小売価格は設定されていなかった。

3 法令の適用

前記事実によれば

- (1) G r o w a s が自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものである。
- (2) G r o w a s は、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものである。
- (3) 前記(1)の表示をしていた行為及び前記(2)の行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。
(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。
- (2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。
(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除

き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

- (注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容（別添写し）

- ・「ただ飲むだけで体が一切カロリーを受け付けないうえ↓↓↓↓リバウンド不可能な体質を作り上げます」
- ・「何もせずに痩せていく!!」
- ・「17日間で」と記載し、人物の体を比較した画像を掲載するとともに、「>>-18kg<<」、「24日間で」と記載し、人物の体を比較した画像を掲載するとともに、「>>-24kg<<」、「1日一杯必ず痩せます」と記載
- ・「肥満体型の人が▼体験した結果▼普通では考えられないほど痩せてしまっています 必ず5日で納得できます」
- ・「※毎日飲めば必ず結果が出ます!! ■目標-5kg~⇒3個~ ■目標-10kg~⇒5個~」
- ・「たった30日間で5kg以上の減量に成功!!」
- ・人物の腹部、脚部及び右腕部をそれぞれ比較した画像を掲載するとともに、「全ての脂肪が消え別人レベルに激変!!」と記載
- ・「ジュースを飲むだけ体内を丸洗いする>>衝撃のダイエット法<<」
- ・「1日1杯この『激痩せジュース』を飲むだけで『痩せる』事を可能にしました 痩せない原因の腸内環境を徹底的に洗浄!!」
- ・「腸内環境を<<改善>>する」と記載し、腸内の画像を掲載するとともに、「唯一のクレンジュース 皆さん実際に痩せてます!!」と記載
- ・「 様（33歳）」、「26日間飲用」と記載し、人物の体を比較した画像を掲載するとともに、「81kg⇒54kg」、「>>-27kg<<」、「2年前長女を出産しましたが産後体型が戻らず育児ストレスもありさらに太りました。正直体型を戻すことは諦めていましたがこれを試したら、すぐに出産前の体型に戻りました!!」と記載
- ・「 様（26歳）」、「25日間飲用」と記載し、人物の体を比較した画像を掲載するとともに、「68kg⇒49kg」、「>>-19kg<<」、「私は遺伝なのか家族全員デブで26年間痩せてるっていうか普通の体型にすらなつた事はありませんでした。そのためなかなか彼氏も出来ず…今年こそは痩せたいなって思い始めたのが1か月前。ジュースなら続けられそうだし、美味しそうだったから。。。この1か月普段と変わらない生活ですが19キロ減量!!」と記載
- ・「 様（31歳）」、「22日間飲用」と記載し、人物の体を比較した画像を掲載するとともに、「63kg⇒46kg」、「>>-17kg<<」、「超美味しいですね。見た目は美味しそうでも飲めない位。マズイと続かないし効果なかったらホント最悪!!ホント味はジュースって感じで今まで飲んできたダイエットジュースで1番です!!効果ですがまだ3日目なので急激に体重ダウンとまではいきませんが、以前よりお腹が空かない気がします。あと毎日お腹すっきりで快便です(恥)3日で3キロ減量です。このまま減りそうな予感。」と記載
- ・「このジュースは↓↓↓↓『痩せる』ためにあります」

- ・「全身の脂肪がなくなる覚悟でお飲み下さい!! 痩せない原因を徹底的に排除 そして…一度痩せてからも二度と太らない」と記載し、人物の体の画像を掲載するとともに、「体質を実現」と記載
- ・「【1】腸内環境を変える!!」、「宿便・アブラ便がぎっしりのアルカリ腸を飲むだけで…徹底的に丸洗い」
- ・「脂肪のつきやすい二の腕・お腹 お尻・太モモ・ふくらはぎ…↓↓↓↓↓徹底的に脂肪を無くし限界までヤセ体質に!!」
- ・「【2】体内に蓄積した老廃物を排出!!」、「不要な脂分でドロドロの体内に溜まった老廃物を絞り出す!!顔・体・腕・脚 脂肪を完全排除 大量に排出!! 濃い脂肪尿が出たら」と記載し、腸のイメージ画像を掲載するとともに、「脂肪の溶解が進んでる合図です!!腸内にこびりついたアブラ・老廃物を根こそぎクレンジング!!古い毒水も出すからムクミまでスッキリ」と記載
- ・「【3】摂取したカロリーを全てカット!!」、「全ての食事のカロリー摂取が胃の中で完全無効化 ただこのジュースを飲むだけで食べた食事のカロリーを90～99%カット 腸内で吸収されるはずの 脂肪&糖분을」と記載し、「CALORIES」と記載した紙をはさみで切断する画像を掲載するとともに、「徹底的にカット!!だから…いくら食べても」と記載し、人物が食事をしている画像を掲載するとともに、「まったく太らない!!!▼▼▼体重が自然に落ちていきます!!」と記載
- ・「『365日』何もせずに痩せていく!!」
- ・「1日一杯必ず痩せます」

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第433号
平成31年3月28日

株式会社G r o w a s
代表取締役 菅井 直樹 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「バブリアボディ」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号又は第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年8月2日から同年11月26日までの間、「Shopping Mall」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を使用するだけで、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ(ア) 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年8月2日から同年11月26日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「特別価格 メーカー希望販売価格~~13,000円(税抜)~~80%OFF 2,980円(税抜)」、「6個セット 送料無料 通常販売価格78,000円(税抜)のところ 特別価格17,880円(税抜)」及び「4個セット 送料無料 通常販売価格52,000円(税抜)のところ 特別価格11,920円(税抜)」と記載することにより、あたかも、本件商品にはメーカー希望小売価格が設定されており、また、「通常販売価格」と称する価額は、貴社において本件商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格又は当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していたこと。

イ(イ) 実際には、本件商品についてメーカー希望小売価格は設定されておらず、また、「通常販売価格」と称する価額は、貴社が任意に設定したものであって、貴社において本件商品について販売された実績のないものであったこと。

ウ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

エ 前記イ(ア)の表示は、前記イ(イ)のとおりであって、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し

ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。

イ 前記(1)イの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し

ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

イ 前記(1)イの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 株式会社G r o w a s（以下「G r o w a s」という。）は、大阪市淀川区西中島三丁目8番15EPO新大阪ビル1102号に本店を置き、健康食品、化粧品、下着等の販売業等を営む事業者である。

(2) G r o w a sは、代表取締役が同社と同一である大阪市淀川区西中島三丁目8番15号に本店を置く株式会社A r t e m i sから本件商品を仕入れ、通信販売の方法により、本件商品を一般消費者に販売していた。

(3) G r o w a sは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定していた。

(4)ア(ア) G r o w a sは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年8月2日から同年11月26日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を使用するだけで、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

(イ) 消費者庁長官は、前記(ア)の表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、G r o w a sに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、G r o w a sは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

なお、G r o w a sは、前記(ア)の表示について、自社ウェブサイトにおいて、遅くとも平成30年8月2日から同年11月26日までの間、「※使用感の感想

です。」と記載していたが、当該記載は、一般消費者が前記(ア)の表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

イ(ア) G r o w a s は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年8月2日から同年11月26日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「特別価格 メーカー希望販売価格13,000円(税抜)80%OFF 2,980円(税抜)」、「6個セット 送料無料 通常販売価格78,000円(税抜)のところ 特別価格 17,880円(税抜)」及び「4個セット 送料無料 通常販売価格52,000円(税抜)のところ 特別価格 11,920円(税抜)」と記載することにより、あたかも、本件商品にはメーカー希望小売価格が設定されており、また、「通常販売価格」と称する価額は、G r o w a s において本件商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格又は当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。

(イ) 実際には、本件商品についてメーカー希望小売価格は設定されておらず、また、「通常販売価格」と称する価額は、G r o w a s が任意に設定したものであって、G r o w a s において本件商品について販売された実績のないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば

- (1) G r o w a s が自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものである。
- (2) G r o w a s は、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものである。
- (3) 前記(1)の表示をしていた行為及び前記(2)の行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、

処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容（別添写し）

- ・「①溜まった脂肪を分解！」と記載し、生姜の画像及び皮膚から本件商品を浸透させているイメージの画像を掲載するとともに、「肌から浸透し、脂肪細胞に直接作用する有効成分の生姜根茎エキスなどが脂肪の生成を阻害し、脂質の代謝を促す効果があります。」と記載
- ・「②脂質進入を抑制！」と記載し、グレープフルーツの画像及び皮膚の断面をイメージした画像を掲載するとともに、「グレープフルーツ果皮油などの成分が脂肪細胞膜上に存在する脂質受容体を阻む作用があり、脂質の蓄積をブロックします。」と記載
- ・「③脂肪細胞を小さくする」と記載し、皮膚の断面をイメージした図を比較した画像を掲載するとともに、「脂肪細胞の栄養通路を阻害することで、脂肪が破壊されてバラバラになります。脂肪細胞が小さくなった脂肪層が浅くなり、カラダがスッキリ！」と記載
- ・人物の画像を掲載するとともに、「ウエストが細くなりました！」、「■さん 大阪市 / 26歳」、「バブリアボディをお腹に塗ったりしています。そこからマッサージをして結構いい感じ！」と記載
- ・人物の画像を掲載するとともに、「二の腕もぽっこりお腹も！」、「■さん 大阪市 / 33歳」、「半信半疑で二の腕に使ったら本当に効きました！ウエストは5インチもダウンしてました！腕もお腹もスッキリしてほんまに満足！」と記載
- ・人物の画像を掲載するとともに、「びっくりするほどの効果・・・」、「■さん 東京 / 21歳」、「ちょっと落とすつもりが、思いのほか痩せちゃってびっくりしました！たった3週間でこんなに落ちちゃうだなんて！」と記載

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第434号
平成31年3月28日

株式会社G r o w a s
代表取締役 菅井 直樹 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「ノンファットタイム」と称する食品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号又は第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年3月7日から同年9月6日までの間、「G i r l s L a b」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、「ノンファットタイムなら太る時間なんて作らせない！」及び「-30kgを目指す肥満度MAXの方」並びに「体重蒸発錠」と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取することにより、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ(ア) 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年3月7日から同年9月6日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「通常60,000円⇒14,300円（税別）送料無料!! 売れ筋No. 1!! 5個セット」及び「通常36,000円⇒8,940円（税別）送料無料!! お得な3個セット」と記載することにより、あたかも、「通常」と称する価額は、貴社において本件商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、「通常」と称する価額は、貴社が任意に設定したものであって、貴社において本件商品について販売された実績のないものであったこと。

ウ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

エ 前記イ(ア)の表示は、前記イ(イ)のとおりであって、本件商品の取引条件について、

実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し
 - ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。
 - イ 前記(1)イの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し
 - ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
 - イ 前記(1)イの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社G r o w a s（以下「G r o w a s」という。）は、大阪市淀川区西中島三丁目8番15EPO新大阪ビル1102号に本店を置き、健康食品、化粧品、下着等の販売業等を営む事業者である。
- (2) G r o w a sは、代表取締役が同社と同一である大阪市淀川区西中島三丁目8番15号に本店を置く株式会社A r t e m i sから本件商品を仕入れ、通信販売の方法により、本件商品を一般消費者に販売していた。
- (3) G r o w a sは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定していた。
- (4)ア(ア) G r o w a sは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年3月7日から同年9月6日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「ノンファットタイムなら太る時間なんて作らせない！」及び「-30kgを目指す肥満度MAXの方」（別添写し1）並びに「体重蒸発錠」（別添写し2）と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取することにより、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。
 - (イ) 消費者庁長官は、前記(ア)の表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、G r o w a sに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、G r o w a sは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

なお、G r o w a sは、前記(ア)の表示について、自社ウェブサイトにおいて、遅くとも平成30年3月7日から同年9月6日までの間、「※効果には個人差があります」（別添写し2）と記載していたが、当該記載は、一般消費者が前記(ア)

の表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

イ(ア) G r o w a s は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年3月7日から同年9月6日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「通常~~60,000円~~⇒14,300円(税別) 送料無料!! 売れ筋No. 1!! 5個セット」及び「通常36,000円⇒8,940円(税別) 送料無料!! お得な3個セット」(別添写し1)と記載することにより、あたかも、「通常」と称する価額は、G r o w a s において本件商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。

(イ) 実際には、「通常」と称する価額は、G r o w a s が任意に設定したものであって、G r o w a s において本件商品について販売された実績のないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば

- (1) G r o w a s が自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものである。
- (2) G r o w a s は、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものである。
- (3) 前記(1)の表示をしていた行為及び前記(2)の行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。
(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。
- (2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及

び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第435号
平成31年3月28日

株式会社G r o w a s
代表取締役 菅井 直樹 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「ウルトラシックス」と称するシャツ（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、少なくとも平成29年5月25日及び同年11月29日に、「美健工房」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
 - イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社G r o w a s（以下「G r o w a s」という。）は、大阪市淀川区西中島三丁目8番15EPO新大阪ビル1102号に本店を置き、健康食品、化粧品、下着等の販売業等を営む事業者である。
- (2) G r o w a sは、代表取締役が同社と同一である大阪市淀川区西中島三丁目8番15号に本店を置く株式会社A r t e m i sから本件商品を仕入れ、通信販売の方法により、本件商品を一般消費者に販売していた。
- (3) G r o w a sは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定していた。
- (4)ア G r o w a sは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、少なくとも平成29年5月25日及び同年11月29日に、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、G r o w a sに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、G r o w a sは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

3 法令の適用

前記事実によれば、G r o w a sが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくな

る。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。




（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容（別添写し）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「これは一流のアスリートコーチ監修 超業力加圧 体幹サポーターインナー 着ながら 24 HOURS 24時間 360度体幹加圧」と記載 ・ 「俺は増尾寅雄」で始まる漫画において、「自分で言うのもなんだが スリムでモテるのが自慢だ」、「美人な嫁と結婚できて人生順風満帆!」、「しかし その幸せは長く続かなかった」、「接待のビール 禁煙のストレス」、「結婚以降 体型に気を使わなくなり・・・」、「またダラダラして!」、「たまには運動しなさいよ このデブ!」、「デブ!?!」、「というわけで・・・」、「今じゃ毎日デブ呼ばわりなんだよ」、「大変っすね」、「体型管理ができない奴は仕事もできん」、「そりゃないですよ課長」、「でもホントに痩せたほうがいいですよ」、「体重増す尾先輩!」、「この野郎!」、「ちくしょ〜!」、「くっそー!ここまでバカにされるなんて」、「絶対に見返してやる」、「絶対痩せて昔の俺を取り戻す!」、「先輩 うるさい」、「ゴメン」、「一か月後」、「ダメだった」、「EMS マシンやレッグマジックを買ったけど続かないし」、「昼食を抜いても・・・」、「寿司食いましょう!」、「おごるぞ」、「空腹のストレスで食べ過ぎるし・・・」、「やっぱり そう簡単には痩せられないのか?」、「寝てばっかいないで運動しなさいよ」、「申し訳ありません」、「ジョギング辛いなあ・・・」、「もしかしてキミ・・・増尾か?」、「久しぶり!元気してた?」、「どちら様?」、「分からなくても無理はないか」、「これなら どうかな?」、「あっ! お前・・・」、「細田か!」、「なんでそんなに痩せたんだ!?」、「あまり人に教えたくないな〜」、「そう言わず教えて! お願いします!」、「わ、分かったよ・・・」、「そこまで言うなら見せてあげよう!」、「僕が痩せたのは この『ウルトラ6』のおかげなんだ!」、「な・・・なんだってー!」、「え・・・何それ?」、「リアクションの 温度差激しっ」と記載 ・ 人物の上半身の画像を掲載するとともに、「ULTRA HIGH PRESS SHIRTS 強制加圧マジックシャツ 着るだけシックスパック mens muscle wear ULTRA SIX」と記載 ・ 「HIGH TECHNOLOGY SHIRTS ー超高機能性インナーー」として、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「最終兵器」と記載 ・ 「アスリートも大会前に必ず着用する インナー業界の最高峰技術の結晶」、「体幹矯正 減量用インナー」、「本製品はドーピング禁止されているアスリート用に開発をされた筋肉構築高技術特殊シャツ。効果に向けて極めて実直に作られています。」 ・ 「じゃ、じゃあ・・・」で始まる漫画中において、「それがあれば 俺みたいな奴でも痩せられるのか」、「そうだね」、「分かった!じゃあ早速注文する!」、「ありがとな 細田!」、「早っ」、「よし!」、「それから俺は毎日ウルトラ6を身に着けて生活した」、「食事制限からも解消され充実した日々が過ぎていき・・・」、「2か月後・・・」、「あの子たち先輩のこと見てますよ」、「しょうがないな・・・」、「君

たち！私語はダメだぞ」、「キヤーッ」、「ごめんなさ〜い」、「痩せたらモテるようになりましたね」、「いい男はつらいよ」、「そりゃよかったっすね・・・」、「筋肉もついてますけど筋トレでも始めたんですか?」、「まあそんなとこだ」、「お前ら」、「寿司食いに行かないか」、「行きま〜す!」、「すみません今日は・・・」、「お先に失礼します」、「嫁が待ってるので!」、「ウルトラ6でいろんな物を取り戻せた スリムな体 モテる自分」、「そして・・・」、「ただいまー」、「お帰り 寅雄!」、「嫁の心」、「こんなに簡単に輝いていた自分を取り戻せるなんて・・・ 嘘みただけけど本当の話だ」、「ウルトラ6があって本当によかった!」と記載

- ・ 筋肉隆々の人物の上半身の画像を掲載するとともに、「0.1mgの脂肪も許さない鉄のごとき腹筋を目指す 鉄筋製造シャツ」と記載
- ・ 「全世界で愛用者が続出中!! 一流アスリートもSNSで絶賛!!」として、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「-9.8kg!! -11.4kg!! -12.2kg!! -13.4kg!!」と記載
- ・ 「米国最新筋肉向上委員会でも最高の賛辞」として、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「最大評価 トリプルAAAランク指定」と記載
- ・ 「それもそのはず このシャツは着るだけで」とし、腹筋運動をする人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「腹筋300回分の筋肉運動が発生!!」と記載
- ・ 肥満体の人物の腹囲を計測する画像を掲載するとともに、「メタボで腹がもうヤバイ・・・という男性も必見 このインナーは 着るだけで簡単に どんな体系でも、腹筋300回分の威力で 筋肉体質へ」として、肥満体の人物及び筋肉隆々の上半身裸の人物の画像を掲載するとともに、「強制変換! もうあのハードなトレーニングは必要ナシ!!」と記載
- ・ 「効果の無かったエステやダイエット器具は必要ない」とし、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「着るだけシックスパック」と記載
- ・ 「ALL OK 24hours Training Shirts」
- ・ 上半身の筋肉標本の画像を掲載するとともに、「このシャツは筋肉をムダなく身に着け多角的なインナーマッスルを体内に筋肉を増強させることができます。」と記載
- ・ 「BINDING SEWING SYSTEM 筋肉繊維沿強縫製」、「人体工学に基づいた設計 人体工学に基づいた筋線流沿縫製を採用。筋肉の繊維に沿いカラダを引き締めることにより 超効率的な加圧を実現。 実験結果では通常の加圧シャツの496%の加圧効果があることが実証されました。」と記載するとともに、肥満体の人物の上半身裸の画像と筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載
- ・ 「筋肉繊維に沿って全身を加圧 アスリート体型を作り出す!!」、「▼▼▼▼ 10年間で10.6kg太ってしまった ████████様が減量に使用した結果 MONITOR SAMPLE」として、肥満体の人物の上半身裸の画像と筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「10日間就寝時のみの着用 体重-10.8kg ウエスト-9.3cm 体脂肪率-7.6%」、「わずか10日間でこんなにも!?!」と記載

- ・ 肥満体から筋肉質へ変化する3つの人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「2週間で起きる結果を実感ください」と記載
- ・ 腹部を露出した人物の画像を掲載するとともに、「めちゃ痩せた!! 大阪府・さん(23歳)」と題して、「まとめサイトでめちゃくちゃ盛り上がったから 試しに買って見たらびっくりやわ。-10kgは嘘かもしれんけどホンマに3kgとかは1週間とかで減った。これでめちゃスタイルよくなってもっと女の子を口説きまくりたいwww」と記載
- ・ 上半身裸の人物の画像を掲載するとともに、「痩せすぎて嬉しい! アメリカ・さん(34歳)」と題して、「ファンだったフットボーラーが広告塔だったらから買って見たんだけどNASAが創ったの?っていうくらい技術力が高くてCNNとかでも話題だった。実際に痩せるし凄く便利だよ。アメリカは食事的に太りやすいからね。」と記載
- ・ 上半身裸の人物の画像を掲載するとともに、「あこがれてた六割れの腹筋に! 東京都さん(37歳)」と題して、「格闘技雑誌で目にして海外で売れてるって書いてあったからミーハー心で買いました。実際に1週間で腹筋が割れてきて。毎日着ていたらガチガチの腹筋になりました。手放せないっす。本当に手放せないっす。」と記載
- ・ 「鉄の如き 鋼体へ」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載
- ・ 肥満体の人物の上半身裸の画像と筋肉質の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「憧れのモテモテボディ」と記載
- ・ 「アスリート体型を生む」として、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「これは一流のアスリートコーチ監修 超業力加圧 体幹サポーターインナー 着ながら 24HOURS 24時間360度体幹加圧」と記載